

「インターKX所得税」平成22年分対応版 概要 (Ver.H22.1)

「インターKX所得税 Ver.H22.1」での対応内容をご案内します。
当内容は、予告なく変更されることがありますので、ご了承ください。

1. データの利用について

データ移行対象バージョン・・・Ver.H21.1*以降
上記のバージョンからデータ移行が可能です。

概要のバージョンの表記について

「Ver.H22.1」のように小数点以下2桁目は省略して記載しています。正確なバージョンはシステム起動後の[ヘルプ]-[バージョン情報]で確認できます。

2. 税制改正内容

システムに関係する改正の内容は次のとおりです。

●寄附金控除の改正

寄附金控除について、適用下限額が2,000円（改正前：5,000円）に引き下げられました。

→寄附金控除を算出する計算式を変更します。

合計	5,000
(寄附金額と合計所得金額×40%のいずれか少ない方の金額) - 2千円	
寄附金控除額	16 3,000

2千円に変更します

●政党等寄附金特別控除の改正

平成26年12月31日までに支出した寄附金に係る政党等寄附金特別控除について、税額控除の計算の対象となる政党等に対する寄附金の適用下限額が2,000円（改正前：5,000円）に引き下げられました。

→システムでは、「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」（システム未対応帳票）で計算した金額を直接入力していただく運用としているため、本改正による対応はありません。

総合課税[1]	所得内訳[2]	事業専従[3]	雑損・医療[4]
寄附金[7]	本人・障害[8]	配偶・扶養[9]	税額控除[0]
特定増改築等改修工事費用			
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除			
政党等寄附金特別控除	30	0	
住宅耐震改修特別控除	31	0	

従来と同じように
[税額控除]タブで直接
入力していただきます。

●少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例 適用期限の延長

中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例（措法28の2）について、その適用期限が2年延長されました。

→減価償却費明細の入力で、償却方法の選択肢に“少額”をそのまま残します。

●特定居住用財産の買換えの特例 適用期限延長と適用上限追加

特定の居住用財産の買換え(交換) [措法36の2～36の5] の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡に係る対価の額が2億円以下であることの要件が追加された上、その適用期限が2年延長されました。

→従来から条文ごとに適用要件のチェックを行っていないため、今回要件が追加された「措法36の2～36の5」の上限2億円についてもチェックは行いません。

●源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例の創設

平成22年1月1日以後に金融商品取引業者等を通じて支払を受ける上場株式等の配当等については、その金融商品取引業者等に開設している源泉徴収選択口座に受け入れができることとされました。

また、平成22年以後の各年において源泉徴収選択口座内に上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、その源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき所得税の額は、その年中の源泉徴収選択口座内配当等の総額とその上場株式等に係る譲渡損失の金額との間で損益通算をした残額に対して源泉徴収税率を乗じて計算した金額とすることとされました。

■特定口座年間取引報告書の様式変更

本改正を受け、平成22年1月から、源泉徴収ありの特定口座で受け取った上場株式の配当金や公募株式投資信託の分配金の明細についても、特定口座年間取引報告書に記載されるようになりました。

→システムでは、電子申告による第三者作成書類の添付省略に対応しており、この書類の中に「特定口座年間取引報告書」があるため、これについて変更を行います。

また、機能アップ対応により「特定口座入力」機能を追加しますので、この「特定口座入力」画面内で株式譲渡分と配当所得分の両方が入力できるようにします。

●様式の変更 住民税用申告書の廃止

国および地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、平成23年1月から所得税申告書等の地方公共団体への電子的送付を開始することに伴い、平成22年分以降の所得税の確定申告書（第一表～第五表）から住民税用申告書（申告書2枚目の複写式用紙）を廃止されることとなりました。

■申告書第二表の変更

OCR用紙に変更されます。（用紙の三隅に“■”マークが追加されます。）

また、従来は裏面に添付書類（源泉徴収票など）を貼付できるようになっていましたが、税務署にてOCR読取装置により読取を行うため、添付書類の貼付が禁止されます。

■添付書類台紙の追加

申告書第二表の添付書類の貼付禁止に伴い、添付書類を貼付する専用の台紙として「添付書類台紙」が追加されました。

→住民税用印刷（白紙印刷）機能をすべて削除します。

また、添付書類台紙についても印刷できるようにします。

3. 機能アップ等によるその他変更内容

機能アップとして対応を予定している内容のうち、主なものは以下のとおりです。

●特定口座入力の追加（所得の内訳書）

所得の内訳書で「所得の種類：株式、または配当」を選択したときに＜特定口座入力＞ボタンを表示して、特定口座年間取引報告書のイメージのまま入力を行えるようにします。

＜源泉徴収票入力＞機能同様、こちらで入力した内容はそのまま他帳票へ転記されますので、従来の二重入力（入力のダブリ）は解消されます。

●支払通知書入力の追加（所得の内訳書）

所得の内訳書で「所得の種類：配当」を選択したときに＜支払通知書入力＞ボタンを表示して、配当の支払通知書のイメージのまま入力を行えるようにします。

＜源泉徴収票入力＞機能同様、こちらで入力した内容はそのまま他帳票へ転記されますので、従来の二重入力は解消されます。

●所得の内訳書 明細行の印刷有無の設定追加

明細行ごとに印刷有無を選択できるようにします。これにより、源泉税が発生しない所得については明細行を印刷しない等の設定が可能になります。

●所得の内訳書 小計行印刷有無の設定追加

小計行の印刷有無を選択できるようにします。従来は所得の種類ごとに小計行が自動作成されていましたが、この小計行を印刷しないこととする選択を 所得の内訳書入力画面に追加します。

●寡婦(寡夫)控除要件の判定条件追加

寡婦(寡夫)控除額の算出について、要因による判定を条件に追加します。

これにより、「要因：離婚」とした場合も正しく控除額計算が行えるようになります。

●退職源泉からの勤続年数転記

「退職所得源泉徴収票」で入力した勤続年数を個人基本情報へ転記するようにします。

4. 「インターネットX電子申告」をご利用のお客様

電子申告更新用プログラム（Ver.H22.1.e1）は、平成23年1月下旬のご提供を予定しています。詳細が明らかになりましたら、別途ご案内いたします。